(四)　非訟事件の裁判について、その方式、告知及び効力の発生等、裁判書、更正決定、終局決定の取消し又は変更並びに終局決定に関する民事訴訟法の準用に関する規定等を設けることとした。（第五四条～第六二条関係）

(五)　裁判によらない非訟事件の終了について、非訟事件の申立ての取下げ及び和解に関する規定を設けることとした。（第六三条～第六五条関係）

4　不服申立て

(一)　終局決定に対する不服申立てについて、即時抗告、再抗告、特別抗告及び許可抗告に関する規定を設けることとした。（第六六条～第七八条関係）

(二)　終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて、その対象、受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議、即時抗告期間及び終局決定に対する不服申立ての規定の準用に関する規定を設けることとした。（第七九条～第八二条関係）

5　再審

再審について、その対象、申立て及び再審に関する手続等に関する規定を設けることとした。（第八三条及び第八四条関係）

三　民事非訟事件

1　裁判上の代位に関する事件について、管轄裁判所その他の手続に関する規定を設けることとした。（第八五条～第九一条関係）

2　共有物分割の証書の保存者の指定、動産質権の実行の許可、供託所の指定及び供託物の保管者の選任等、競売代価の供託の許可並びに買戻権の消滅に係る鑑定人の選任の各事件について、管轄裁判所その他の手続に関する規定を設けることとした。（第九二条～第九八条関係）

四　公示催告事件

公示催告の申立てに係る事件及び有価証券無効宣言公示催告の申立てに係る事件について、管轄裁判所その他の手続に関する規定を設けることとした。（第九九条～第一一八条関係）

五　過料事件

過料事件について、管轄裁判所、過料についての裁判の手続及び過料の裁判の執行等の規定を設けることとした。（第一一九条～第一二二条関係）

六　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇家事事件手続法（法律第五二号）（法務省）

一　総則

1　通則

この法律の趣旨、裁判所及び当事者の責務並びに最高裁判所規則への委任に関する規定を設けることとした。（第一条～第三条関係）

2　管轄

管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所、優先管轄、管轄裁判所の指定、管轄権を有する家庭裁判所の特例、管轄の標準時及び移送等に関する規定を設けることとした。（第四条～第九条関係）

3　裁判所職員の除斥及び忌避

裁判官の除斥、裁判官の忌避、除斥又は忌避の裁判及び手続の停止、裁判所書記官等の除斥及び忌避並びに家庭裁判所調査官及び家事調停委員の除斥に関する規定を設けることとした。（第一〇条～第一六条関係）

4　当事者能力及び手続行為能力

当事者能力及び手続行為能力の原則等、未成年者及び成年被後見人の法定代理人、特別代理人、法定代理権の消滅の通知並びに法人の代表者等への準用に関する規定を設けることとした。（第一七条～第二一条関係）

5　手続代理人及び補佐人

手続代理人の資格、裁判長による手続代理人の選任等、手続代理人の代理権の範囲、手続代理人の代理権の消滅の通知、手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用並びに補佐人に関する規定を設けることとした。（第二二条～第二七条関係）

6　手続費用

手続費用の負担、手続費用の負担の裁判等、手続費用の立替え、手続費用に関する民事訴訟法の準用等及び手続上の救助に関する規定を設けることとした。（第二八条～第三二条関係）

7　家事事件の審理等

手続の非公開、期日及び期間、手続の併合等、送達及び手続の中止並びに裁判所書記官の処分に対する異議に関する規定を設けることとした。（第三三条～第三七条関係）

8　電子情報処理組織による申立て等

民事訴訟法の規定の準用等に関する規定を設けることとした。（第三八条関係）

二　家事審判に関する手続

1　総則

(一)　家事審判の手続

(1)　家事審判の手続の通則として、審判事項、参与員、当事者参加及び利害関係参加、手続からの排除、受継、調書の作成等、記録の閲覧等並びに検察官に対する通知に関する規定を設けることとした。（第三九条～第四八条関係）

(2)　家事審判の申立てについて、申立ての方式等及び申立ての変更に関する規定を設けることとした。（第四九条及び第五〇条関係）

(3)　家事審判の手続の期日について、事件の関係人の呼出し、裁判長の手続指揮権、受命裁判官による手続、音声の送受信による通話の方法による手続及び通訳人の立会い等その他の措置に関する規定を設けることとした。（第五一条～第五五条関係）

(4)　事実の調査及び証拠調べについて、職権による事実の調査、申立て又は職権による証拠調べ、当事者の責務、疎明、家庭裁判所調査官による事実の調査、家庭裁判所調査官の期日への立会い等、裁判所技官による診断等、事実の調査の嘱託等、調査の嘱託等、事実の調査の通知及び証拠調べに関する規定を設けることとした。（第五六条～第六四条関係）

(5)　家事審判の手続における子の意思の把握等に関する規定を設けることとした。（第六五条関係）

(6)　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則として、合意管轄、家事審判の申立書の写しの送付等、陳述の聴取、審問の期日の立会い、事実の調査の通知、審理の終結及び審判日に関する規定を設けることとした。（第六六条～第七二条関係）

(7)　家庭裁判所は、家事審判事件の裁判について、その方式、審判の告知及び効力の発生等、審判の執行力、審判の方式及び審判書、更正決定並びに審判の取消し又は変更に関する規定等を設けることとした。（第七三条～第八一条関係）

(8)　取下げによる事件の終了について、家事審判の申立ての取下げに関する規定を設けることとした。（第八二条及び第八三条関係）

(9)　高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合における家事審判の手続の規定の適用関係に関する規定を設けることとした。（第八四条関係）

(二)　不服申立て

(1)　審判に対する不服申立てについて、即時抗告、特別抗告及び許可抗告に関する規定を設けることとした。（第八五条～第九八条関係）

(2)　審判以外の裁判に対する不服申立てについて、不服申立ての対象、受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議、即時抗告期間等及び審判に対する不服申立ての規定の準用に関する規定を設けることとした。（第九九条～第一〇二条関係）

(三)　再審

再審について、その対象、申立て及び再審に関する手続等に関する規定を設けることとした。（第一〇三条及び第一〇四条関係）

(四)　審判前の保全処分

審判前の保全処分及びその手続について、申立て等、陳述の聴取、記録の閲覧等、審判、即時抗告、即時抗告に伴う執行停止、審判前の保全処分の取消し、即時抗告等、調書の作成及び民事保全法の準用に関する規定を設けることとした。（第一〇五条～第一一五条関係）